

滋賀県企業庁水道ビジョン懇話会設置要綱

(設置)

第1条 滋賀県企業庁水道ビジョンの改定にあたり、広く有識者からの意見を聴取するため、滋賀県企業庁水道ビジョン懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について検討し、意見を述べる。

- 2 水道ビジョンの改定に向けた諸事項について
- 3 その他必要と認める事項について

(組織)

第3条 懇話会は、委員5名で組織する。

- 2 委員は、学識経験者等のうちから、企業庁長が依頼する。
- 3 委員の任期は令和3年3月31日までとする。

(座長等)

第4条 懇話会には、座長を置き、委員の互選によって選出する。

- 2 座長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 3 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 懇話会は、企業庁長が招集する。

- 2 座長は、会議の議長となり、議事を進行する。
- 3 懇話会は、その所掌事務を遂行するため必要がある場合は、委員以外の者の出席を求め意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、企業庁経営課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営、その他必要な事項については、座長が会議に諮って定める

付則

- 1 この要綱は、令和2年2月4日から施行する。
- 2 この要綱は、委員の任期満了をもって効力を失う。

滋賀県企業庁水道ビジョン懇話会構成員 【5名】

立命館大学名誉教授 山田 淳

立命館大学経営学部教授 西谷 順平

有限会社 ラビットハウス 代表取締役 高木 茂子

公認会計士 杉澤 喜久美

京都市上下水道局水道部 担当部長 辰巳 修二